

インドネシアにおける法律扶助運動の一側面..

インドネシア法律扶助協会創設者・アドナン・ブユン・ナスティオン

島田 弦

はじめに

「敵対的な人物がいる。インドネシア法律扶助協会は、現在まで人権侵害の被害者に対する弁護を行いながら闘ってきた。しかし、インドネシア法律扶助協会の中心人物の一人が、人権侵害を行った疑いのある者の弁護を行っている。これは、インドネシア法律扶助協会の信用を傷つけるものである。」¹⁾

スハルト体制が終わってから約四年、インドネシア法律扶助協会（YLBHI）の幹部は、記者会見に集まった新聞記者たちにそう言い放った。彼が非難しているのは、他でもないインドネシア法律扶助協会の設立者である弁護士アドナン・ブユン・ナスティオン Adnan Byung Nasution である。

一九七〇年の設立以来、インドネシア法律扶助協会は、スハルト体制による権威主義的な支配と人権抑圧に對抗するもつとも強力な組織、「民主主義の機関車」（Lokomotif Demokrasi）として、その活動は国内外に知られてきた。その創設者が、人権侵害の実行者を弁護しているときまさに批判されているのである。

もつとも、ナスティオンにも言い分はある。彼によれば、自分は弁護士であり、弁護士としての職業倫理は弁

護を求めてくる依頼人を拒否してはならないことだ、という。

なぜ、このような事態が起きたのか。その背景にあるインドネシアにおける法と民主主義・人権の関係を、そして法律扶助協会の歩みと果たしてきた役割を、ナスティオンのこれまでの人生をたどりながら描き出していきたい。

一・生い立ち⁽²⁾

ナスティオンは一九三四年、ジャカルタに生まれた。

両親はスマトラ島北部出身のバタック人である。インドネシアの多数派であるジャワ人は、感情をあらわにすることを下品で、また失礼な態度と考え、穏やかさを美德とする。それとは対照的に、バタック人は自分の意見や感情を直截に表現するのが特徴的な性格であると、インドネシアでは一般的に見なされている。そのせいか、インドネシアの弁護士と軍人には、バタック人が多い。

ナスティオンの家族は、北スマトラでは「ナスティオン二八」と呼ばれる家系の子孫である。「ナスティオン二八」とは、一九世紀後半、オランダ植民地政庁の行った収奪的な強制栽培政策に抵抗し、逮捕投獄されたナスティオン姓の二八人である [Nasution 2004a, 1]

ナスティオンの父親は、植民地支配に抵抗した祖先たちと同じように、オランダに対抗するインドネシア独立運動の活動家であった。ナスティオンの父は、またアンタラ通信およびクダウラタン・ラキヤット紙等の民族メ

デシアの設立にも参加した。一九四五年には日本軍の憲兵隊に六ヶ月間拘束されている。

ナスティオンの母親は、著名なジャーリストであるモフタル・ルビスの親戚であり、そのため、ナスティオンは早くからのルビスと親交を持っていた。

ナスティオンの父は、一九四五年八月一七日に独立を宣言したインドネシア共和国を潰そうと、オランダ軍が上陸してくると、独立戦争に参加した。ナスティオンの家族は父とともにジャワ島各地を転々とした。そして、ナスティオンは一一歳の時に、当時インドネシア共和国の臨時首都のあったジョグジャカルタの公立小学校に入学した。

一九四八年にオランダはインドネシア共和国勢力掃討をめざす一斉攻撃（第二次警察行動）を行った。この攻撃により、誕生間もないインドネシア共和国はその実効支配地域の大部分を失った。この年、ナスティオンはジョグジャカルタの公立中学校に入っている。彼は、ここでオランダに抵抗するためのインドネシア学徒青年同盟（Ikatan Pemuda Pelajar Indonesia）と学徒運動（Mobilisasi Pelajar）に加入している。オランダの包囲下でジョグジャカルタの生活は困窮を極めた。そのため、多くの共和国軍兵士が投降したが、ナスティオンの父親はこの町にとどまっていた。

一九四九年、オランダ・ハーグにおいて開催された円卓会議によりインドネシア共和国連邦の独立が承認されると、ナスティオンの父親はアンタラ通信を再建するため、家族とともにジャカルタに戻ったが、ナスティオンは中学卒業までジョグジャカルタに残った。

中学卒業後、ナスティオンはいったんジョグジャカルタの高校に入学するが、まもなくジャカルタの高校に転校した。ナスティオンが転校したのは、新設されたばかりの第一公立高校（SMAN 1）であった。ジャカルタ

にはもう一つ、第二公立高校という高校があった。第二公立高校はオランダの設立した予科高校（Voorbereiden Hoger Onderwijs）を前身とし、教授言語もオランダ語、教員もオランダ人であった。他方、第一公立学校は、オランダに対する抵抗勢力の子弟が多く入学し、教授言語もインドネシア語であった。一九五一年、自宅により近いところに高校が新設され、ナスティオンはそこへ転校した。

この高校で、ナスティオンは生徒会（Himpunan Pelajar）会長に就き、劣悪だった学校設備の改善を求める運動に携わった。また、彼はここではじめてデモを先導した。

また、彼はインドネシア学徒青年同盟支部長になるが、同盟本部では、当時の大統領スカルノを支持する左派グループと、反対する右派グループが対立していた。次第に左派グループが優勢になったため、共産党への依存を強めるスカルノの政治姿勢に反対していたナスティオンは、左派グループの支配を嫌い、一九五二年に支部を解散した。

高校卒業後、ナスティオンはバンドゥン工科大学、ガジャマダ大学に短期間在籍した後、ジャカルタのインドネシア大学法学社会学部へ入学した。ナスティオンは、工科大学時代にバンドゥン学生会には加入したが、ジャカルタではどの組織にも加入しなかった。彼はその理由について、当時ジャカルタの学生運動が路線対立で分裂していたため、独立を好んだ彼は組織に所属しなかったと述べている [Nasution 2004a, 66]。

二・ 検察官へ

ナスティオンが、まだジョグジャカルタにいたとき、南マルク共和国事件（親オランダ的な旧植民地軍将兵が、マルク諸島アンボン島などで起こした反乱事件）の首謀者アンディ・アジズ Andi Aziz 大佐の裁判がジョグジャカルタで行われた。ナスティオンはほぼ毎回それを傍聴した。また、一九五一年には、ポンティアナックのスルタン・ハミド二世 Sultan Hamid II が反乱謀議で逮捕された。ジャカルタで行われたこの裁判にも、ナスティオンはほぼ毎日傍聴に訪れた [Nasution 2004a, 57-58]。このころから、ナスティオンは法曹への関心を強めていた。

一九五〇年代、インドネシアは言論弾圧と汚職が深刻化してきた。そのような状況を受けて、ナスティオンは検察官になることを希望し、一九五六年、大学の準学士を取得したところで検察庁に応募し、翌年、ジャカルタ特別区地方検察庁に配属された。

ナスティオンは、配属後すぐに、検察庁内に設置された汚職取締チーム (Tim Pemberantas Korupsi) のアシスタントとなった。

ナスティオンはその後、検察官として、オランダ人ユング・スラーヘル Jung Slaeger およびヴァン・スミス Van Smith による破壊活動事件（武器の準備集合）を担当した。しかし、この事件は政治色が強く、イリアンジャヤ奪還運動でオランダと対立するスカルノ大統領とインドネシア共産党がでっち上げた事件であるとも言われていた。二人の被告人は有罪判決を受けたが、検察長官は刑期の三分の二が経過したところで、二名を釈放した。そのため、検察長官は大統領・共産党と対立し、その後更迭された。

ナスティオンは検察官任官後しばらくして、ジャカルタ郊外の事件を担当するようになる。ナスティオンによ

ると、当時は交通の便がまだ悪く、多くの同僚が郊外での事件担当をやがったために、彼が志願したのだという [2005a: 84]。

ジャカルタ郊外の事件のほとんどは、貧しい一般市民が当事者となるものであり、ナスティオンはその職務の中で、法にも自分の権利にも無知である貧しい人々へ、重い刑罰を求刑することに良心の呵責を覚えた。このような体験から、ナスティオンは、貧しい人々を特に弁護しようとする団体あるいは個人の必要性に思いをはせることとなった。

一九五八年、PRRI/Pernesta（一九五〇年代後半、中央司令部による地方軍整理に反発した軍人などが、スラヴェシ、スマトラ、東部ジャワなどで起こした大規模反乱事件）に関与した被告人たちの裁判を行うために、ナスティオンは軍事検察官に任命された。彼は、この反乱事件においてたいした役割も果たしていないにもかかわらず重い罪に問われている下級兵士たちへ同情を覚え、検察官としてより、むしろ弁護人であるかのように振る舞い減刑に努めることが多かった。

一九五九年、ナスティオンはコロombo計画の奨学金により同僚の検察官とともにオーストラリア・メルボルンに留学した。そこで彼は、国際法、事件捜査実務を学ぶほかに、シドニーのパブリック・ソリシタ事務所やメルボルンの法律扶助サービスで、経済的な困難を抱える人々への法律扶助に関する制度とネットワークを学ぶ機会を得た。

このように、ナスティオンは検察官としてのキャリアを着実に積んできた。しかし、一九六〇年代に入り、スカルノの独裁体制が強化され、検察にもスカルノ派が台頭するようになってきた。そのために、スカルノ体制を批判し反共産党の立場をとるナスティオンは上司と頻繁に衝突した。その結果、一九六三年、ナスティオンは「大

学課程を修了するため」という理由で、自宅謹慎・停職処分とされた。

実際、ナスティオンはこの機会にインドネシア大学へ復学し、「検事総長指揮権に基づく事件捜査中止」に関する卒業論文を書き上げ、一九六四年に学士号を取得した。しかし、結局、スカルノ体制のあいだ、ナスティオンは検察官への復職を許可されることはなかった。

三・ 検察への復帰と国会議員への就任

一九六四年に、ナスティオンは、反インドネシア共産党を標榜するアンペラ運動（Gerakan Ampera）の結成に参加した。

一九六五年に九・三〇事件（ジャカルタで起きた青年将兵による反乱事件。事件の真相は明らかではないが、この反乱を鎮圧したスハルトの権力掌握と、スカルノの失脚のきっかけとなった）が発生した。この事件を契機に、アンペラ運動は他の学生組織とともに、政府からの共産党排除・スカルノ辞任を要求する強力な街頭運動を展開した。このとき、ナスティオンは、スカルノに替わりスハルトを大統領として推す急先鋒であった。ナスティオンは後にスハルト体制とも対立するようになるが、ナスティオンによれば、このときスハルトはまだ既得権益にとらわれていない期待の新星と考えられていたという【Nasution 2005a, 158】。

こうして、スハルト体制が成立すると、ナスティオンは検察に復帰した。さらに、ナスティオンは全議席が任命議員から構成される暫定国会の検察代表議員にも就任する。これは、スカルノ体制下において検察代表議員と

して就任していた議員二名が、九・三〇事件後、治安秩序回復司令部 (Kopkamtib) に拘束されたことに伴う空席補充の措置であった。当時の国会からは、スカルノ派や共産党関係者が軒並み排除されていた。かわりに、当時スカルノ大統領辞職を要求していた運動組織の指導者らが国会に入ることになった。彼らは国会において反スカルノ派の拠点となると同時に、九・三〇事件後の混乱の中で国軍が権力を掌握しつつあることへの批判の拠点ともなった。

しかし、国会における他の政治勢力との交流活動は、検察上層部の好むところではなかった。そのため、ナスティオンはしばしば上司から検察以外の組織と関わり合うことを控えるよう注意を受けた。

また、ナスティオンがスハルト政権の汚職体質などについて批判を強めたことも、検察内での彼の立場を危うくした。結局、一九六八年、ナスティオンは事実上、検察官を罷免され、北スマトラ・メダンへの異動命令を受けた。こうして、ナスティオンは検察を辞めることとなった。

四．弁護士としての活動と法律扶助協会の設立

ナスティオンは、検察官在職中のオーストラリア留学終了後、検察庁内にアメリカのパブリック・ディフェンダー制度をモデルとした弁護士部門を設立するアイデアを持っていた。しかし、このアイデアは実現せず、ナスティオンが法律扶助組織設立に実際に動き出すのは、検察官を辞め、弁護士としての活動を開始してからである。

検察を追われたナスティオンは、ジャカルタに法律事務所を開いた。その後、知人の紹介で一九六九年八月に

ジャカルタで開催されたインドネシア弁護士連合 *Persatuan Advokat Indonesia, Peradin* の大会に招待され、そこでかねてからの法律扶助制度のアイデアを発表した。ナスティオンのアイデアは、大会参加者たちに受け入れられ、インドネシア弁護士連合は組織として法律扶助協会を設置すること、そしてナスティオンを設置責任者とすることを決議した。

ナスティオンは、このとき法律扶助協会が対象とするのは「法的文盲 *buta hukum*」であると述べた。ナスティオンによると、法的文盲とは「文盲または低い教育しか受けておらず、法主体としての自己の権利を知らないか、自覚していない社会階層、または社会的・経済的地位や強力な圧力の結果として、その権利を防御し、あるいは闘い取る勇氣を持たない社会階層」である [Nasution 2004a: 218]。この定義の中には、すでに法律扶助協会が個別事件の弁護にとどまらず、そのような弁護を必要とする階層を生む社会自体の改革をも射程に入れるという発想が見える。

もっとも、法律扶助協会の設立に当たってナスティオンは慎重に事を運んだ。とくに、法律扶助協会設立が反体制運動と見なされ弾圧されることのないよう、政府からの承認を得るよう努めた。そこで、ナスティオンは学生運動時代からの知己であり、スハルト側近の一人となっていたアリ・ムルトポ *Ali Murtopo* に、その仲介の労を執るよう頼んだ。ムルトポは政府の謀略工作責任者でもあり、政党の整理統合や労働組合の翼賛化に暗躍した人物である。ナスティオンの思惑通り、スハルトはインドネシア弁護士連合の下に法律扶助協会を設立することを承認した。

また、ナスティオンはジャカルタ知事アリ・サデイキン *Ali Sadikm* にも法律扶助協会設立支援を働きかけた。その結果、法律扶助協会創立時の役員任命はジャカルタ市庁舎でおこなわれた。さらに、法律扶助協会へはジャ

カルタ市が運営資金を交付することとなり、協会の財政基盤も確立した。

こうして、法律扶助協会は当初五名、翌年さらに五名の所属弁護士を採用し発足した。

五・法律扶助協会の活動

法律扶助協会には設立から五年間で年平均二〇〇〇件の相談がよせられた。このうち、九〇%の事件について、法律扶助協会は受任した。他方、残り一〇%は扶助対象条件に当てはまらない（貧困などの経済的要件に該当しない、法律問題ではないという理由）として受理しなかった。事件の種類は民事事件六〇%、住宅関係二〇%、刑事事件一五%、労働関係五%であり、毎年七五%が解決に達していた【Nasution 2004a, 234】。もともと、事件の多くは、法律扶助協会が当事者同士の交渉を仲介することにより解決した。また、重大な事件では、法律扶助協会はマスメディアを利用し、事件に関する世論を喚起することで解決を図った。それでも解決に達しない場合に、法律扶助協会は訴訟を提起するという手段にでた。

法律扶助協会の草創期は、スハルト体制が、権威主義的な開発政策を全面的に展開してくる時期でもあった。そのため、開発プロジェクトによる土地問題が多く法律扶助協会に寄せられてきた。⁽⁴⁾なかでも、法律扶助協会を有名にしたのは一九七三年のシンブルック土地事件である。ジャカルタ中心部にあるシンブルックという集落に高級住宅地を建設するために、一〇八世帯七〇〇人の住民が強制退去させられた事件である。この事件では、開発業者と癒着する海軍幹部が住民を立ち退かせるために軍隊を動員するなど、スハルト体制の権威主義的性格が

如実に現れていた。他方、法律扶助協会もこの事件に関し、法廷闘争に戦略を限定するのではなく、住民委員会を組織し世論に訴える方法を探り、いわゆる「構造的法律扶助」の方向を決定づけた。⁵⁾

社会政治構造の変革を標榜する構造的な法律扶助は、国民の政治参加を制限するスハルトの権威主義体制と対立することとなる。一九七〇年代半ば以降、インドネシアではスハルト体制への不満が高まり、数々の政治的事件が発生した。それに関連する形で、政府はナスティオンに対する弾圧を強めていく。

その一つが、一九七四年一月に起きたマラリ事件である。この事件は、田中角栄首相のインドネシア訪問をきっかけに、インドネシアにおける日本企業の過度な経済進出や、インドネシア政府と日本企業の癒着・汚職に抗議するデモが暴動に発展したものである。この事件の後、ナスティオンを始め、モフタル・ルビスなどスハルト体制に批判的な知識人が拘束された。皮肉も、逮捕された知識人の多くは、一九六〇年代には新体制を指導するスハルトの熱心な支持者でもあった。このことについて、ナスティオンは「当初は立憲主義の精神を受け、『純粹かつ一貫して』憲法を実施する意志を持つ法治国家を標榜」[Nasution 1981, ix] していたスハルトの新体制との決定的な対立に至ったと述べている。この事件によるナスティオンの拘束は六ヶ月間の長期におよんだ。

この拘束は、ナスティオンの弁護士としての活動に大きな影響を与えた。拘束中、ナスティオンは、拘留所内で九・三〇事件に逮捕されたままにいる旧インドネシア共産党幹部たちと知り合った。反共産党学生運動組織のメンバーとしてかつて自分の糾弾した共産党幹部たちが、スハルト体制により、裁判も受けずに無期限に拘束され、また拷問により心身を害すなど、法と人権を無視した取り扱いを受けていることに、ナスティオンは強い衝撃を受けた。当時、プリンセン H. J. C. Princen（人権活動家、独立戦争中にオランダからインドネシアへ帰化した）らが、共産党員への人権侵害について援護活動をおこなっていたが、それは非常に限られたものであった。ナス

テイオンは釈放後、すぐにプリンセンの活動に積極的に関与するようになった。こうして、すべての者は政治的思想や地位に関わりなく、等しく法に基づく弁護を受ける権利を持つべきというナスティオンの弁護士としての倫理観が形成された。

スハルト体制によるナスティオンへの攻撃はこれだけではなかった。後述のようにナスティオンはオランダ留学の機会を得るが、この留学中、ナスティオンは、タンジュンプリオク事件に連座したとして逮捕されたダルソノ H. R. Darsono、退役中将の弁護を引き受けることになった。そのため、ナスティオンは一時帰国し、弁護活動を行っていた。ところが、中央ジャカルタ地方裁判所での判決言渡しの際、裁判官が判決文中で、ナスティオンら被告側弁護人の行った「事件は、政府が計画し関与していた」という弁論が、「不適當、非倫理的」であると指摘した。ナスティオンは、判決言渡しを中断させ、公判廷でこの部分について抗議した。司法大臣は、このナスティオンの行動が、最高裁判所法および通常裁判所法に抵触するとして、ナスティオンの一年間の弁護士実務許可取消しを決定した。

スハルト政権によるナスティオンへの攻撃はまだ続いた。ナスティオンのオランダ留学は、インドネシア・オランダ政府の協定に基づくプログラムによっていたが、インドネシア教育文化大臣は、ナスティオンからこのプログラムに基づく留学資格を剥奪することも決定した。

六．オランダ留学とインドネシア憲法史研究

ナスティオンは、オランダ・インドネシア法学協力委員会（Nederlandsche Raad voor Juridische Samenwerking met Indonesie）のインドネシア・オランダ法学協力プログラムによるオランダ留学の機会を得ていた。このプログラムは、オランダの大学に留学・研究した後、インドネシアの大学へ博士論文を提出するものであった。しかし、上述のようにインドネシア政府はナスティオンの同プログラムによる留学資格を剥奪してしまった。そのため、彼は予定していたインドネシア大学法学部への博士論文提出が不可能となった。そこで、ナスティオンは留学先であったオランダ国立ユトレヒト大学法学部へ博士論文を提出することとなった。

ユトレヒト大学においてナスティオンはインドネシア法・政治の専門家から指導や薫陶を受けながら、五年間かけて博士論文「インドネシアにおける立憲政府への熱意：一九五六年―一九五九年のインドネシア制憲議会に関する社会的・法的研究」〔Naution 1962〕を完成させ、一九九二年にユトレヒト大学より博士号を取得した。

この論文は、一九五六年に設置されたインドネシア制憲議会における議論から、当時のインドネシアにおいて立憲民主主義体制への合意のあったことを論証しようとするものである。

インドネシアは一九四五年八月の独立の際に憲法（インドネシア共和国憲法）を制定した後、一九四九年と一九五〇年に新たな憲法（それぞれ、インドネシア共和国連邦憲法およびインドネシア共和国暫定憲法）を制定した。しかし、それらいずれの憲法も暫定憲法という位置づけであったため、一九五六年に正式な憲法を制定するための制憲議会が設置された。制憲議会議員選挙は、一九五五年に行われた第一回国会総選挙の直後に行われたが、議席の過半数を制する政党はなく、制憲議会内はインドネシア国民党などの民族主義諸政党、ナフダトゥ

ル・ウラマーなどのイスラム系諸政党、インドネシア共産党、そしてインドネシア社会党を中心とする社会民主主義を標榜する諸政党が議席を分け合い対立していた。また、制憲議会外部を見ても、議会制民主主義を望まない勢力や、地方における反乱などの影響により、内閣は一年も持たずに頻繁に交代し、インドネシア政治は混乱していた。

このような状況に対し、スカルノ大統領は、混乱の原因が、イデオロギーに固執する政党および議会制民主主義にあると主張した。そして、スカルノは、議会制民主主義に代わり、大統領へ権限を集中した「指導民主主義」構想を掲げた。この指導民主主義構想に基づき、一九五九年、スカルノ大統領は制憲議会を解散し、大統領に強い権限を付与することが可能な一九四五年憲法の再公布を強行した。

これ以降、一九九八年にスハルト第二代大統領が辞任するまでインドネシアでは、一九四五年憲法下において、一貫して大統領が強力な権力を保持する政治体制が続いたのであるが、ナステイオンは、このような憲法状況・政治状況について、「現在の憲法は、いかなる反対派も容認されないと政治的神話に奉仕するもの」であり、そして「その神話は、制憲議会のいわゆる『行き詰まり』において頂点に達した一九五〇年代の議会制民主主義の失敗とされるものに由来している」[Nasution 1992, ix]とする。

そして、ナステイオンはこの博士論文において、一九四五年九月頃からインドネシアの政治指導者の間には民主主義的傾向が優勢であったこと [Nasution 1992, 15-27]、また、一九四九年以降の憲法および制憲議会の議論では、憲法による人権保障へのコミットメントが、各政党間で明確に共有されていたこと、特に、制憲議会は全会一致で、人間に固有であり、全ての人間文明に存在するものとしての人権の普遍的有効性を承認していたということを論証しようとした [Nasution 1992, 407]。

ナスティオンの論文は、西洋の人権概念や自由民主主義をインドネシアの伝統と相容れないものとし、政治的自由の制限を正当化していたスハルト体制を批判するものであった。

この論文は、一九九二年に英語のままインドネシア国内で出版された。しかし、その内容のために、治安当局は同書の流通を禁止し、またインドネシア国内の大学で同書を利用することを禁止する秘密指令を出したとされる。

七．再び法律扶助協会へ

一九九二年に帰国したナスティオンは再びインドネシア法律扶助協会事務局長に就任した。オランダでの私費留学を余儀なくされていたナスティオンは経済的に逼迫していたが、当時、法律扶助協会は財政問題で混乱していたため、法律扶助協会顧問委員会のメンバーから請われて就任に応じた。

一九九〇年頃から九四年頃まで、インドネシアは「開かれた政治」(Keterbukaan)と呼ばれ一時的に政府に批判的な政治的表現、プレスの自由が容認される時期であった。しかし、一九九〇年代半ば以降、再び政府は反対勢力の締め付けに転じた。ナスティオンが法律扶助協会事務局長に復帰したのはこのような時期である。

こうして、ナスティオンは表現の自由に関わる重要な事件を法律扶助協会として弁護することになった。この時期に法律扶助協会の関与した代表的な事件として、テンポ誌事件、マルシナ事件、SBSI事件を概観してみる。^⑧

一九九四年、情報大臣はテンポ誌など三誌の出版経営許可を取り消した。テンポ誌事件は、この大臣決定に対し同誌編集長および従業員が決定無効を求める行政訴訟を提起した事件である。この訴えに対し、中央ジャカルタ行政裁判所およびジャカルタ高等行政裁判所は、出版経営許可の取消しは、プレス基本法の禁止する発行禁止処分に該当し、したがって違法な行政決定であるとする原告勝訴の判決を下した。しかし、最高裁判所は出版経営許可取消しと発行禁止は法的に異なる処分であり、大臣の決定は合法であると下級審とは逆の判決を下した。

マルシナ事件とは、一九九三年、東部ジャワの工場で労働争議を指揮していた女性マルシナが暴行のうえ殺害された事件である。当初から治安当局による殺害であると指摘されていたが、警察は彼女の勤務していた工場の経営者らを逮捕・起訴した。法律扶助協会を中心とした被告人弁護団は、この逮捕は治安当局によりでっち上げられたえん罪であると主張した。結果、控訴審および最高裁は被告人らの自白は、警察の拷問によるものであるとし、証拠不十分で無罪とした。また、この事件の調査を行った国家人権委員会も容疑者の無罪を指摘する報告を行った。

インドネシア福祉労働者連合（SBSI）は、官製労働組合である全インドネシア勤労者連合（SPSI）に対抗し、一九九二年に設立された非公認労働組合である。一九九四年、北スマトラの大都市メダンにおいてSBSIの行ったストライキは、大規模な暴動へと発展した。これがSBSI事件である。この事件に関連し、当局は、SBSI委員長バクバハン Muchtar Pakpahan（ストライキ現場には不在）を、非公認労働組合を組織したことが、正当な労働政策・法令への違反行為を呼びかける煽動罪に当たるとして起訴した。下級審では有罪判決であったが、最高裁は植民地時代に民族運動弾圧を目的に制定された煽動罪を、この事件に適用すべきではないとして、被告人を無罪とした。

これらの事件における法律扶助協会の勝利あるいは部分的な勝利は、実のところこの時期に多数発生した政治的事件の中では例外的のものである〔島田2000, 26〕。しかし、これらの判決は、インドネシア社会において強まっていた人権保障および民主化要求を背景としたものであり、スハルト権威主義体制がもはや維持できなくなりつつあることを示唆していた。

法律扶助協会は、一九九〇年代初めから一九九八年のスハルト辞任に至るこの時期、民主化運動の基地としてもっとも活発であった。筆者が初めてナスティオンを法律扶助協会事務所に見学したのもこの時であり、その事務所は、民主化組織や学生組織のたまり場となり、連日のように集会が開催されていた。

八．法律扶助協会との決別

一九九六年、ナスティオンは財政危機を脱した法律扶助協会の事務局長を辞し、弁護士事務所を立ち上げた。ナスティオンによると、彼の経済状況はもはや法律扶助協会活動に専念し続けることを許さなくなっていたという。しかし、このことは法律扶助協会の支持者やメンバーとの間に軋轢を生むきっかけとなった。

とりわけ、ナスティオンが事務所開業後、スハルト側近であるハジビ Bacharuddin Jusuf Habibie（後に副大統領および大統領に就任）の経営する航空機製造会社（IPTN）の顧問弁護士を引き受けたことは大きな事件であった。なぜなら、ハジビはテンポ誌事件において、出版許可取消しを情報大臣に働きかけた人物であると考えられていたからである。⁹⁾ 他方、ナスティオンにとっては、IPTN顧問弁護士を引き受けることは、事務所を

維持するために必要な営業であった。実際、ナスティオンはこれ以降、いくつもの国有・国営企業の顧問弁護士を引き受けることになる。

スハルト体制崩壊を目前にした一九九八年五月一二日、ジャカルタのトリサクテイ大学に集結したデモ隊に対し、歩道橋上から実弾の発砲があり、学生四名が射殺された。ナスティオンは発砲実行者として逮捕された警察官二名の弁護を引き受けた。学生組織の多くはナスティオンのこの行動に不満を持ち、公判日には彼を批判するデモも行った。

一九九九年の東チモール独立住民投票の際、独立派住民に対する虐殺事件が発生した。そして、陸軍将軍ら国軍・警察隊員がこの虐殺事件に関与したとして、重大な人権侵害事件を裁くために設置された特設人権法廷に起訴された。このとき、ナスティオンは、被疑者の弁護を受ける権利は否定されるべきではないとして、起訴された国軍・警察隊員の弁護を引き受けた。

しかし、この弁護引き受けに対しては法律扶助協会内部さえからも強い批判が起き、本章冒頭に述べた、法律扶助協会幹部の発言につながったのである。ナスティオンは、法律扶助協会内部からの批判に対し、「現在の法律扶助協会は当初の理想から逸脱している。協会は単に国軍・警察に敵対することだけを意味あるものとしている。しかし、真に戦うべきは軍国主義、ファシズム、横暴な権力による暴力であり、そのようなものは軍や資本家だけでなく、市民集団のなかにさえ存在する」と反論した。

ナスティオンは弁護士としての活動を広げ、汚職事件の被告人、アメリカが国際テロ組織に指定するジェマ・イスラミアの指導者とされるアブ・バカル・バアシルなどの弁護も手がけた。

民主化運動を率いてきた法律扶助協会の考えと、ナスティオンの考える弁護士倫理とはここに来て、相当な乖

離を持つに至ったように見える。

おわりに

ナスティオンは非常に印象的な人物である。がっしりとした体つきで、黒い肌に白髪、大きな目で話し相手をにらみつけ、声を荒げる法廷での姿は、ライオンにたとえられた。これまで書いてきたように、しばしば相矛盾するようにも見える彼の法律家としての行動に明確な評価を下すことは難しい。インドネシアの社会や人々は、古くから伝わる影絵芝居ワヤンのように正と邪、闇と光が互いに複雑に絡み合い、時に入れ替わり、混沌としている。目に見える関係は真の関係を示さないし、そのことは悪徳ではなく、社会や人の自然な姿である。

ただ、彼が創設し、終始リーダーシップをとった法律扶助協会がインドネシア法学界、そして社会に与えた影響は大きい。政治的自由が厳しく制限される体制下において、法律扶助を通じた活動は、数多くの政治事件を法廷、すなわち公開の場へと引きずり出してきた。その手法は多くの民主化運動の採用するところとなってきたし、また、インドネシアにおける人権抑圧や開発主義への監視機能を果たしてきた。さらに、彼自身、あるいは彼の影響を受けた法律家たちの研究活動は、政府による人権抑圧の正当化に対して、理論的・実証的な批判を展開してきた。⁽¹¹⁾

しかし、皮肉にも、民主化運動が頂点を迎えた一九九八年五月のスハルト辞任以降、法律扶助協会は明らかに苦境に陥っている。政治的自由の実現は、構造的な法律扶助という回りくどい方法よりも、直接的な政治行動へと

人々を向かわせている。また、法律扶助協会を支えた国外からの援助は、やはり自由化されたさまざまな社会組織へと振り向けられてしまっている。

今、法律扶助協会事務所を尋ねると、かつてとは比較にならないほど閑散とした様子に驚く。敷地内で日がな議論しあっていた学生・活動家たちや、開発による立ち退きを迫られ、その苦境を訴えにきていた貧しい住民たちの団体は見られない。ただ、無料法律相談を求めてきた庶民の姿がちらほらと見られるだけである。それはそれで、当初ナスティオンが考えた素朴な法律扶助の姿なのかもしれない。

引用文献

- Lev, Daniel, S. [1987]. *Legal Aid in Indonesia*. Monash University Working Paper no. 44, Clayton.
- Lubis, Todung Mulya [1993]. *In Search of Human Rights: Legal-Political Dilemmas of Indonesia's New Order, 1966-1990*. Gramedia Pustaka Utama, Jakarta.
- Nasution, Adnan Buyung [1981]. *Bantuan Hukum di Indonesia*, LP3ES, Jakarta.
- Nasution, Adnan Buyung [1992]. *The Aspiration for Constitutional Government in Indonesia: A Socio-legal Study of the Indonesian Konstituante 1956-1959*, Pustaka Sinar Harapan, Jakarta.
- Nasution, Adnan Buyung [2004a]. *Pergulatan Tanpa Henti: Dirumahkan Soekarno, Dipecat Soeharto*, Aksara Karunia, Jakarta.
- Nasution, Adnan Buyung [2004b]. *Pergulatan Tanpa Henti: Menabur Benih Reformasi*, Aksara Karunia, Jakarta.
- Nasution, Adnan Buyung [2004c]. *Pergulatan Tanpa Henti: Pahlai Gejir Merintis Demokrasi*, Aksara Karunia, Jakarta.
- 島田弦 [2000]。『インドネシアの開発主義と人権を巡る裁判―九〇年代の判例分析―』アジア経済、第四一巻第二号、一一三―一二頁。

島田 玟 [2012]、「インドネシアにおける法の支配と民主化——移行過程における法律扶助運動」、国際開発研究フォーラム、第四二巻、一〇五—一二三頁。

花崎泰雄 [1998]、「インドネシア開放政策下の民主化とプレス…スハルト支配終焉への助走」時潮社。

注

- (1) 二〇〇二年三月四日 Kompas 紙インターネット速報版
- (2) 本章における、ナスティオンの経歴は、特に別に記述のある場合を除き [Nasution, 2004a]、[Nasution, 2004b] および [Nasution, 2004c] に基づくものである。
- (3) インドネシア連邦共和国では、インドネシア共和国は連邦構成国の一つとして、オランダにより作られた他の多くの傀儡国家・政治単位と同等の地位しか有しておらず、不完全な独立であった。完全な独立は翌年の単一国家としてのインドネシア共和国成立を待たねばならなかった。
- (4) たとえば、一九七三年 Tanah Kampung Simpruk 事件（ジャカルタ中心部で一〇八世帯（七〇〇人）がすむ集落を、高級住宅地にするために立ち退かせる計画）、Tanah Lobang Buaya 事件（タマン・ミニ・インドネシア・インダー公園（一〇〇〇ヘクタール）を建設するために、五〇〇世帯（二二〇〇〇人）を立ち退かせる事件）、Tanah Halim Perdana Kusuma 事件（二二〇〇〇人の立ち退き）、Tanah Sunter Timur 事件（五八世帯のもつ優良水田を倉庫団地にするために立ち退かせる計画）などがある。[Nasution 2004a, 205]
- (5) インドネシア法研究者であるレヴによると、構造的な法律扶助とは「もし貧困層の無力が単に法的なものではなく、根本的に経済的、社会的および政治的なものであるとすれば、法律扶助は、それが真に効果的であるために、これらの社会的窮状の根幹を变革

することに向けられなくてはならない」という考え方である [Lev 1987, 20]。この「構造的法律扶助」は、法律扶助協会の中で対立をはらみながらも、法律扶助協会がスハルト体制に対抗する民主化運動組織となっていく基盤となる [Lev 1987, 15]。

- (6) 一九八四年、ジャカルタ北部の港湾タンジュンプリオクにおいて、国軍兵士がモスクを侮辱したことに抗議する住民デモに対し、国軍部隊が発砲し多数の死者を出した事件。この事件後、ジャカルタを中心に爆弾テロが相次いだ。また、この事件について政府発表に反対する文書が作られ、その署名者が多く逮捕された。

- (7) ナステイオンは中でも、インドネシア大学犯罪学研究所を創設し、当時ユトレヒト大学においてメンターであったムディクト (Paul Moedikdo Moeliono) と、法社会学教授ペータース (A.A.G. Peters) の名をあげている。ペータースはナステイオンの博士論文主査を務めた。

- (8) これらの事件の概要および判決については、[島田 2000] も参照。

- (9) [花崎 1998, 188-191]。

- (10) 二〇〇二年三月一九日 Kompas 紙インターネット速報版 “Buyung: LBH dan YLBHI Sudah Jauh Menyimpang”。

- (11) [島田 2012, 115-117]

- (12) たふえび [Lubis 1993] など。